解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年一月十日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十六年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月四日

京都府八幡市八幡三本橋一番地一七

医療法人中村皮膚科医院

清算人　中村　俊孝

配当公告

名古屋市緑区鳴海町上汐田一九ベルビレッジ上汐田五〇三号室、開始決定時の住所名古屋市中区伊勢山一丁目八番六号

破産者　本多　清二

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一六〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三九、六四三、四五五円

一、配当することのできる金額

金一二、二二八、六六〇円

平成二十六年八月四日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル五階　破産管財人　鹿倉　祐一

配当公告

愛媛県四国中央市妻鳥町一〇五五番地

破産者　妻鳥製紙株式会社

右の者に対する松山地方裁判所西条支部平成二十五年（フ）第九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一五四、〇四一、九五四円

優先債権　金四五一、九三一円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二一、三一八、〇九二円

優先債権　金四五一、九三一円

平成二十六年八月四日

愛媛県西条市明屋敷六五一番地四エムズビル三階

破産管財人　宮内　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市東芝町六番地六、最後の住所千葉県銚子市東芝町六番地の六

被相続人　亡　青木　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

事務所東京都港区西新橋一丁目七番一三号虎ノ門イーストビルディング虎門中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　濵本　匠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市弁天四丁目四〇二番地、最後の住所埼玉県草加市弁天四丁目二〇番二号

被相続人　亡　清川　晉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

東京都中央区銀座二丁目一六番七号恒産第三ビル八階坂東総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂東　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市網干区新在家六一七番地、最後の住所東京都八王子市館町一〇九七番地館ケ丘団地一―五―一〇三

被相続人　亡　菊本千香子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区大山町一番、最後の住所神奈川県相模原市緑区大山町一番三一―二五一一号

被相続人　亡　藤國　覚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号　サガミ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区高舟台二丁目一五三三番地六〇、最後の住所横浜市戸塚区下倉田町一七五一番地一三サングレイス戸塚南壱番館七〇四号

被相続人　亡　成田　金光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

横浜市中区常盤町一―二―一関内電子ビル三階A―一

相続財産管理人　弁護士　飯田　学史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区南台五丁目六番、最後の住所神奈川県相模原市南区新磯野二丁目二五番一三―一〇一号

被相続人　亡　嘉瀬　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

神奈川県相模原市中央区富士見五丁目二番一二号サンロードビル二階A号室

相続財産管理人　弁護士　齋藤　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県山県市出戸七一八番地、最後の住所岐阜県山県市出戸七一一番地三

被相続人　亡　恩田　健児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

事務所岐阜市金園町二―四　希望ケ丘テラス二階　木村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　静之

第48期決算公告

平成26年6月23日

札幌市手稲区手稲金山124番地

手稲工産株式会社

代表取締役　伊東　隆男

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	83,955
	固定資産	76,332
	合計	160,287
負債及び純資産の部	流動負債	57,995
	（うち賞与引当金）	(5,323)
	株主資本	102,292
	資本金	10,000
	資本剰余金	92,292
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	89,792
	（うち当期純利益）	(1,026)
	合計	160,287

第50期決算公告

平成26年6月27日

北海道空知郡南富良野町字東鹿越

金山礦産株式会社

代表取締役　伊東　隆男

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	54,140
	固定資産	25,222
	合計	79,362
負債及び純資産の部	流動負債	35,180
	（うち賞与引当金）	(10,007)
	株主資本	44,182
	資本金	10,000
	資本剰余金	34,182
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	31,682
	（うち当期純利益）	(5,280)
	合計	79,362

第41期決算公告　平成26年8月4日

北海道恵庭市戸磯540番地4

ダイホク工業株式会社

代表取締役社長　兵頭　博之

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	249,789
	固定資産	332,210
	合計	581,999
負債及び純資産の部	流動負債	293,015
	（うち賞与引当金）	(18,022)
	固定負債	0
	株主資本	288,984
	資本金	70,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	198,984
	利益準備金	1,190
	その他利益剰余金	197,794
	（うち当期純利益）	(48,620)
	合計	581,999